

平成 27 年 3 月 31 日  
住宅局建築指導課免震材料の不正事案に係る建築物の構造安全性の検証に関する  
東洋ゴム工業（株）による報告について

## 1. 概要

国土交通省では、平成 27 年 3 月 13 日（金）、東洋ゴム工業（株）に対して、免震材料の不正事案に係る 55 棟の建築物について、速やかに構造安全性の検証を実施し、国土交通省に報告するよう指示していたところです。

3 月 25 日（水）の報告に続き、3 月 30 日（月）、同社より、「55 棟全ての建築物について、震度 6 強から震度 7 程度の地震に対して倒壊するおそれはない」との報告がありました（別添 1 参照）。

国土交通省では、この報告内容について第三者機関に評価を行わせた結果、次のような見解を得るとともに、これを踏まえて同社に対して次のとおり指示しましたので、お知らせいたします。

## 2. 国土交通省の見解

- 国土交通省においては、3 月 17 日（火）に同社に対して実施した立入調査の際に入手した資料をもとに、今回の構造安全性の検証に用いられた免震材料のデータについて、不正な操作が行われていないものであることを確認しました。
- その上で、国土交通省から、第三者機関（一般財団法人日本建築センター及び日本 E R I 株式会社）に対して、東洋ゴム工業（株）から報告を受けた構造安全性の検証の結果について評価を依頼しました。
- 以上の精査をしたところ、一部修正を要するものがあり、東洋ゴム工業（株）に対して指摘をいたしましたが（別添 2）、構造安全性の検証の各過程において不適切な処理は見当たらず、55 棟全ての建築物について、震度 6 強から 7 程度の地震に対して倒壊するおそれはないことを確認しました。

## 3. 国土交通省からの指示事項

- ① 55 棟全ての建築物の所有者に対して、今回の検証結果を早急に説明すること。
- ② 55 棟以外にも不正な免震材料を用いた疑いがある建築物について、至急全容を解明し、事実関係を国土交通省に報告すること。

## 【問い合わせ先】

国土交通省住宅局建築指導課 建築物防災対策室長 石崎 和志（内線 39-561）

電 話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8514（直通）

F A X：03-5253-1630

報道関係各位

## 大臣認定不適合が判明した当社製免震ゴムの 納入先建築物における「満たすべき安全性」の確認について

東洋ゴム工業株式会社

東洋ゴム工業株式会社（本社：大阪市、社長：山本卓司）は、国土交通省より、3月13日付で当社製高減衰ゴム系積層ゴム支承の一部（以下「当該免震ゴム」と言います）が大臣認定取消しを受けた旨、発表いたしました。

当社は、これを納入した建築物における構造安全性の検証を進めておりますが、去る3月18日、北川国土交通副大臣より、「満たすべき安全性<sup>※</sup>」について、今月中を目標として調査を実施するよう指示を受けました。

当社より、当該免震ゴムの実測データを建設会社様、設計事務所様にご提供し、構造計算の再計算のご協力をいただきました。この結果、55棟全ての建築物について、震度6強から震度7程度の地震に対して倒壊するおそれはないことを確認し、本日、同省にこれを報告しましたのでお知らせいたします。

※「満たすべき安全性」：レベル2（震度6強から震度7程度）の地震に対して倒壊しない構造であること

当該製品を納入させていただいた物件の所有者様、使用者様、施主様、建設会社様をはじめ、関係者の皆様には、大変なご迷惑とご心配をおかけしますことを謹んでお詫び申し上げます。

当社は、本件対応を経営の最優先課題と位置づけ、迅速かつ誠意をもってこの対策を進めてまいります。

### <検証方法の概要>

- ・構造計算の方法は、当初設計における方法と同じ方法とする。ただし、実況に応じた算定が可能なものについては、実況に応じて算定を行う。
- ・当初設計における構造計算について、個別の免震ゴムの実測データによる免震材料の地震の揺れを抑える能力を示す値（等価粘性減衰定数・等価剛性）を用いて再計算を行う。
- ・震度6強から震度7程度の地震に対して、上部構造の変形、免震層の変形等を計算。建築物の倒壊に至るような大きな変形が生じないこと、免震層の過大な変形により建築物が擁壁に衝突することがないこと等について検証。

### <検証結果> 別紙のとおり

### ■本件に関するお問合せ先

- 1) 建物所有者様・居住者様、ならびに建設会社様・設計事務所様・施主様など関係者様からのお問合せ

東洋ゴム工業株式会社 「免震ゴムお客様ご説明窓口」  
フリーダイヤル TEL.0120-880-328  
※24時間受付対応、土・日・祝日含む  
特設ページ [http://www.toyo-rubber.co.jp/news/info\\_menshin/](http://www.toyo-rubber.co.jp/news/info_menshin/)

- 2) 報道機関、アナリスト・機関投資家様からのお問合せ

東洋ゴム工業株式会社 広報企画部  
大阪 TEL.06-6441-8803 / 東京 TEL.03-5822-6621

以上

## 「満たすべき安全性」の検証結果

- 震度6強から7程度の最大級の地震で検証  
倒壊に対して一定の余裕を持った判定基準
- ・免震層の変形：100%未満であること
  - ・上部構造の変形：1/100以下であること

公表物件	免震層の変形※ <sup>1</sup>	上部構造の変形※ <sup>2</sup>
日立市消防拠点施設	63.1%	1/1599
横浜山下町地区 B1 街区施設建築物	96.2%	1/731
湘南鎌倉総合病院	60.8%	1/247
猫山宮尾病院	39.2%	合※ <sup>3</sup>
長野市第一庁舎	63.2%	合※ <sup>3</sup>
多治見砂防国道事務所庁舎	50.5%	合※ <sup>3</sup>
御前崎市消防庁舎	62.6%	1/732
鳥羽警察署庁舎棟	48.1%	1/1607
県立志摩病院外来診療棟	72.8%	1/663
伊勢庁舎本館	68.9%	1/269
舞鶴医療センター	95.0%	1/566
枚方寝屋川消防組合新消防本部庁舎	59.3%	合※ <sup>3</sup>
愛媛県庁第一別館	89.8%	1/1687
高知県本庁舎	67.2%	1/127
安芸総合庁舎	81.2%	1/808
高知東警察署庁舎	83.6%	1/430
南国警察署庁舎	57.2%	1/461

非公表物件	免震層の変形※ <sup>1</sup>	上部構造の変形※ <sup>2</sup>
②-1	99.6%	1/248
②-2	90.4%	合※ <sup>3</sup>
②-3	88.3%	1/219
②-4	83.2%	合※ <sup>3</sup>
②-5	82.4%	合※ <sup>3</sup>
②-6	80.3%	合※ <sup>3</sup>
②-7	78.4%	合※ <sup>3</sup>
②-8	77.8%	1/376
②-9	77.3%	合※ <sup>3</sup>
②-10	76.4%	合※ <sup>3</sup>
②-11	73.4%	1/222
②-12	71.9%	1/201
②-13	67.5%	合※ <sup>3</sup>
②-14	66.7%	合※ <sup>3</sup>
②-15	64.8%	1/4714
②-16	64.8%	1/4714
②-17	63.6%	合※ <sup>3</sup>
②-18	63.3%	合※ <sup>3</sup>
②-19	63.3%	合※ <sup>3</sup>
②-20	61.8%	合※ <sup>3</sup>
②-21	61.6%	合※ <sup>3</sup>
②-22	61.1%	合※ <sup>3</sup>

非公表物件	免震層の変形※1	上部構造の変形※2
②-23	60.7%	合※3
②-24	60.7%	合※3
②-25	60.1%	1/275
②-26	59.5%	合※3
②-27	59.1%	合※3
②-28	58.2%	合※3
②-29	57.3%	合※3
②-30	57.1%	合※3
②-31	55.4%	合※3
②-32	53.3%	合※3
②-33	52.6%	1/265
②-34	50.6%	1/157
②-35	48.0%	合※3
②-36	47.4%	1/880
②-37	42.6%	合※3
②-38	30.8%	合※3

灰色塗り部分は3月25日発表時点のものを再掲

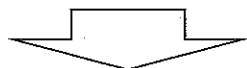
- ※1 震度6強から7程度の最大級の地震に対する免震層の変形量 (%)  
 建築物の壁と擁壁との間の距離
- ※2 震度6強から7程度の最大級の地震に対する建築物の各階の傾きのうち最大のもの
- ※3 当初設計との比較等により1/100以下となるが、今回は、上部構造の変形量を直接求めずに略算で計算したため、合否のみを判定。

(別添2) 「満たすべき安全性」の検証結果の一部修正に関する東洋ゴム工業(株)に対する指摘内容

○ 震度6強から7程度の最大級の地震で検証

【修正前】

非公表物件	免震層の変形	上部構造の変形
②-34		1/157



【修正後】

非公表物件	免震層の変形	上部構造の変形
②-34		<u>1/151</u>